

緊急提言

取引相場のない株式の相続税評価の見直しについて

成長企業の企業価値向上と円滑な事業承継を阻害しない制度設計を求める

2026年9月18日

公益社団法人 日本ニュービジネス協議会連合会

会長 池田 弘

基本的な考え方

公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会（JNB）には、全国各地から、大会社、中会社、小会社に区分される多様な規模の企業が、特定の業種や地域に偏ることなく加盟している。各社は、新事業の創出、成長投資、地域雇用の維持、次世代への事業承継に取り組んでおり、取引相場のない株式の評価制度は、会員企業の経営と承継に直接関わる重要な制度である。

国税庁の有識者会議では、現行の類似業種比準方式等を見直し、直前期末の純資産に、過去の利益を基礎とする将来数年分の残余利益を加える方式が検討されている。評価の公平性、適正性及び制度の簡素化を図る趣旨には理解を示す。一方、国税庁の試算では、企業規模や収益力によって影響が大きく異なり、特に高収益の大会社・成長企業では評価額が大幅に上昇する可能性がある。

JNBは、政府が売上高100億円企業の創出、成長投資、スタートアップ育成、地域中核企業の強化及び未上場企業へのエクイティ供給を推進している中で、企業価値を高めたこと自体が事業承継の障害となる制度を導入すべきではないと考える。評価方法のみを先行して変更するのではなく、企業の成長、承継、雇用及び資本市場への影響を検証し、事業承継税制等と一体で制度設計することを求める。

提言の論点

1 企業価値を高めた企業ほど負担が増える逆インセンティブを回避すること

利益を上げ、内部留保を積み増し、DX、M&A、研究開発、海外展開、人材投資等によって収益力を高めた企業ほど株式評価額が大幅に上昇する制度となれば、経営者に、利益や投資を抑え、会社を成長させない方が承継上有利であるとの誤った誘因を与えかねない。これは「稼ぐ力」の強化や売上高100億円企業の創出を掲げる国の成長政策と整合しない。制度改正では税收中立性だけでなく経営者の行動変容と成長投資への影響を評価すべきである。

2 企業価値と株主・後継者の担税力を区別すること

非上場株式は市場で直ちに換金できず、評価額が上昇しても株主や後継者に現金収入が生じるわけではない。納税資金を得るための株式売却が経営権の喪失や会社売却につながる場合もある。換金可能性を伴わない評価上の価値と個人の担税力を同一視せず、事業継続に必要な株式の非流動性、支配権維持の必要性及び配当可能額を十分に考慮すべきである。

3 税制によって事業承継の選択肢を狭めないこと

親族内承継、役員・従業員承継、M&A、IPO等は、企業の将来、従業員、取引先及び地域社会への責任を踏まえ、経営者が選択すべきものである。

後継者がおり、事業も健全であるにもかかわらず、相続税負担によって外部売却を事実上強制され

る状況は避けなければならない。事業承継は個人資産の移転にとどまらず、雇用、取引網、技術、地域の生活基盤及び災害対応力の承継でもある。

4 株式評価制度と事業承継税制を一体として見直すこと

評価方式の変更によって株式評価額が上昇する場合には、最終的に後継者が負担する税額と資金繰りまでを同時に検証する必要がある。評価方式、法人版事業承継税制、納税猶予・免除、延納及び担保要件を一体として見直し、「企業を成長させても承継できる」恒久的で予見可能な制度とすべきである。特例措置の期限や複雑な要件のために利用できない企業が生じる問題も併せて検討すべきである。

5 未上場企業のエクイティ文化を育てる政策との整合性を確保すること

JNB は、未上場企業が幅広い投資家から成長資金を調達できる「オレンジマーケット」構想を提言してきた。外部資本を受け入れ、ガバナンスを強化し、企業価値を高めることを資本市場政策で促しながら、その成果が相続時の急激な負担増につながるならば、政策の整合性を欠く。種類株式、従業員持株会、外部少数株主、資本政策等を含む成長企業の実態を踏まえ、資本受入れや株主の多様化を阻害しない評価制度とすべきである。

6 創業者に固有の人的資本を相続可能な価値として過大評価しないこと

オーナー系の成長企業では、過去の利益に、創業者本人の信用、営業力、技術、人的ネットワーク、意思決定力等が大きく寄与している場合がある。これらは創業者の退任や死亡後に自動的に会社又は後継者へ移転するものではない。過去の利益を機械的に将来へ延長し、創業者個人に帰属する人的資本やのれんまで相続可能な収益力として評価すれば、承継後の実態を超える過大評価となり得る。キーパーソン依存度や承継に伴う収益低下リスクを合理的に反映できる仕組みが必要である。

具体的な要望

一 拙速な制度変更を行わないこと 還元率、斟酌率、加算期間、正常利益の調整、特定評価会社の範囲等が固まらないまま導入時期を先行決定せず、十分な検討期間、周知期間及び経過措置を設けること。

二 実在する企業データによる影響試算を公開すること 大会社、中会社、小会社に加え、売上高 10 億円、30 億円、100 億円、300 億円、1,000 億円程度の成長段階別、業種別、地域別、ROE 別に現行評価額、新評価額及び最終的な相続税負担額を比較すること。負担が増える企業だけでなく、減少する企業を含めて分布を公開し、外れ値及び高成長企業への影響を明らかにすること。

三 事業承継税制等と一体の制度設計を行うこと 評価見直しによる負担増を事業承継税制、納税猶予・免除、延納、非流動性への配慮及び承継後の雇用・投資要件と併せて検討し、企業の成長と継続を促す恒久制度として示すこと。

結び

取引相場のない株式の評価の適正化は重要である。しかし、制度の公平性は、計算式の理論的整合性だけでなく、企業の継続、投資、雇用及び承継に与える実際の結果によって判断されるべきである。企業を成長させ、企業価値を高め、次世代に承継することが報われる税制でなければならない。成長したこと自体が事業承継の障害とならないよう、関係省庁が連携し、企業の実態を踏まえた慎重かつ一体的な制度設計を強く求める。

以上